

年度末の日曜日
年度始めの日曜日

市役所を一部開庁

春は、就職・入学・転勤などに伴い、様々な手続きで多くの方が市役所に来ます。そこで、市では市民サービスの一環として、年度末・年度始めの日曜日に次のとおり、市役所を一部開庁し、業務を行います。

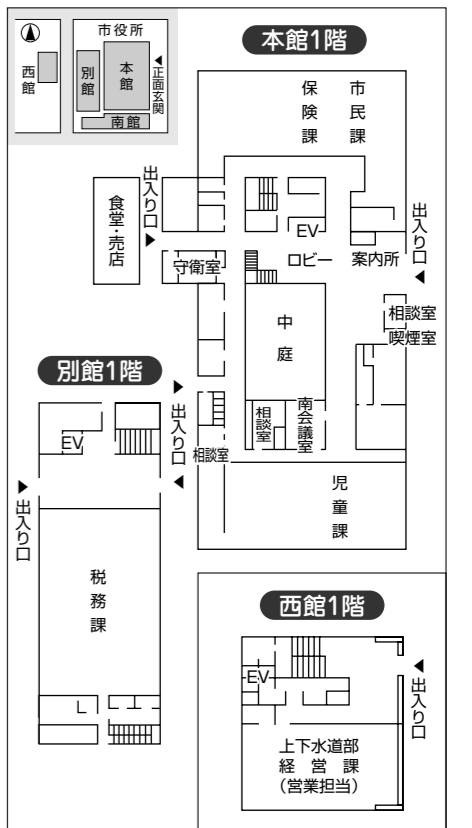
■とき	■ところ
三月二十二日(日)	市役所本庁
二十九日(日)	
四月五日(日)	
午前九時～正午	市役所本庁
午後一時～五時	

※綾歌・飯山市民総合センター、本島・広島市民センターは、開庁しません。
※市役所構内駐車場を平日同様開放しますので、ご利用ください。



課名	取り扱う業務内容	
市民課 ☎248810	交付	住民票の写し
		戸籍の全部事項(個人事項)証明書など
		印鑑登録および印鑑登録証明書
		身分証明書、住民票記載事項証明書
		軽自動車住所確認書
	受け付け	登録原票記載事項証明書
		出生・婚姻・離婚・死亡届など戸籍届書
		転入・転出など住民異動届
		国民年金保険料の免除申請
		国民年金学生納付特例申請
手続き	国民年金手帳再交付申請	
	国民健康保険の資格取得喪失	
	国民健康保険出産育児一時金支給申請	
保険課 ☎248842	受け付け	国民健康保険・長寿(後期高齢者)医療葬祭費支給申請
		国民健康保険・長寿(後期高齢者)医療高額療養費支給申請
		国民健康保険・長寿(後期高齢者)医療療養費支給申請
		国民健康保険・長寿(後期高齢者)医療療養費支給申請
税務課 ☎248804	交付	所得証明書
		所得課税証明書
児童課 ☎248808	受け付け	児童手当の受給・廃止に関する申請
		乳幼児医療費助成 保育所の入所申請
上下水道部 経営課 ☎248818	受け付け	水道の開始・中止

※上記業務のうち、国の機関や他市区町村への確認が必要な業務など、対応できない場合があります。詳しくは、直接担当課へお問い合わせください。



飼う前によく考えて 飼ったらマナーを守って

放し飼いやふんの放置、庭を荒らされるといった苦情が寄せられるなど、飼い主のマナーが問われています。
あなたの周りにいる人が、だれでも犬や猫を好きな人とは限りません。また、犬や猫を好きな人でも迷惑に感じることもあります。自分勝手な飼い主にならないように気をつけましょう。

飼う前にもう一度考えて

あなたの住まいは、ペットを飼える住居ですか。転居や転勤の予定はありませんか。毎日、世話をし、寿命が来るまで面倒を見られますか。飼う前にもう一度よく考えて、最後まで家族の一員として責任を持って飼いまししょう。



犬を飼うときは

「狂犬病予防法」により、生後九十日を経過した犬は市町村に登録し、年一回の狂犬病予防注射が義務付けられています。(登録三千円、予防注射二千三百円、予防注射済票五百五十円) また、登録時に交付される鑑札や予防注射の際交付される狂犬病予防注射済票は、必ずその犬の首輪などに付けなければいけません。犬が苦手な人もいます。放し

飼いにせず、必ずつなぐか、さくの中で飼いましょう。散歩の時もリードから放すのはやめましょう。
道路、公園、池周辺、他人の土地などに犬のふんが放置され、飼い主のマナーが悪いという苦情があります。飼い主がしたふんは、飼い主が必ず後始末をしましょう。

捨て犬、捨て猫は、犯罪です

犬、猫など動物の遺棄や殺傷(虐待を含む)は、「動物の愛護及び管理に関する法律」により禁じられています。遺棄は、罰金五十万円以下、殺傷は、一年以下の懲役または百万円以下の罰金です。また、飼



野犬、野良猫へのえさやり

野犬、野良猫にえさを与えると、その地域を安住の地と思われ、居ついてしまいます。そして、居ついた犬、猫に子どもが産まれて、不幸な犬、猫を増やすことにもなります。むやみにえさを与えるような無責任なことはやめましょう。えさを与えるなら責任を持って飼いまししょう。

他人に迷惑を掛けない
ふんの始末は最低限のマナーです
簡単! 手を汚さないふんの取り方

①ふんの上にトイレットペーパーまたはティッシュをかぶせます

②ビニール袋を手袋の代わりにして、ふんをつかみます

③袋を反転させて口を結べば、汚れも臭いにおいも気にせず処理できます